

埼玉県告示第九百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
豊里東部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があつた。

告示

今
年
十二
月
五
日

埼玉県知事 大野元裕

同 同 監 同 同 同 同 同 理
事

塚 木 飯 坂 岡 河 蓑 石 川 正
越 村 野 本 田 田 輪 川 田 田
喜 友 英 松 幸 晓
文 一 稔 隆 男 之 三 勇 勝 男

同 同 同 同 同 同 同 同 埼玉県深谷市成塚四百七十一番地

同 同 同 同 同 同 同 同 中瀬百七番地

中瀬三百四十五番地一
新戒九百八十八番地十五
千三百二番地十五
千六百五十五番地
七百四十一番地
千二百九十七番地